

公益財団法人日立市スポーツ協会定款

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条～第 4 条)
第 3 章	資産及び会計	(第 5 条～第 9 条)
第 4 章	加盟団体	(第 10 条～第 14 条)
第 5 章	評議員	(第 15 条～第 18 条)
第 6 章	評議員会	(第 19 条～第 24 条)
第 7 章	役員等	(第 25 条～第 32 条)
第 8 章	理事会	(第 33 条～第 38 条)
第 9 章	委員会	(第 39 条)
第 10 章	事務局	(第 40 条)
第 11 章	定款の変更及び解散	(第 41 条～第 45 条)
第 12 章	公告の方法	(第 46 条)
第 13 章	補則	(第 47 条)
	附則	

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日立市スポーツ協会といい、英語名表記を、Hitachi Amateur Sports Association (略称H A S A) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を茨城県日立市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、市民のスポーツを振興し、市民の健康増進と体力の向上に努めるとともに、健康で明るく活力のある市民生活・地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツの振興を図る事業
- (2) 市民の健康増進と体力の向上を図る事業
- (3) 市民スポーツに関する調査研究・広報並びに表彰事業
- (4) 加盟団体及びスポーツ少年団の育成事業
- (5) 市民スポーツ活動の拠点となる施設の管理運営事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日立市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 加盟団体等

（加盟団体）

第10条 加盟団体は、次の各号の一に該当するもののうち、この法人に加盟した団体とする。

- (1) 市内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体
- (2) 市内各地域におけるスポーツを総合的に統轄する体育振興団体等
- (3) 市内各学校におけるスポーツを統轄する学校体育団体
- (4) 市内に事業所を有する職場・職域の団体等
- (5) この法人の目的及び事業に賛同する団体
- (6) 前5号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体

（加盟）

第11条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会及び評議員会の決議により加盟することができる。

（脱退）

第12条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議により脱退することができる。

2 加盟団体が、第10条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会の決議により脱退させることができる。

(加盟負担金)

第13条 加盟団体は、理事会において別に定める加盟負担金を毎年納入しなければならない。

(加盟団体に関する規程)

第14条 前4条に定めるもののほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

第5章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員15名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 18 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 6 章 評議員会

（構成）

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1） 理事及び監事の選任又は解任
- （2） 理事及び監事の報酬等の額
- （3） 評議員に対する報酬等の支給基準
- （4） 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する者は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対して、日時、場所、その他法令で定める事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が署名押印する。

第7章 役員等

(役員 の 設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 24名以上60名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、副会長は会長を補佐し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と

しての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(名誉会長等)

第32条 この法人に、任意の職位として名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得て選任することができる。
- 4 名誉会長は、理事会の諮問に応じて参考意見を述べることができる。
- 5 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて参考意見を述べることができる。
- 6 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ参考意見を述べることができる。

第8章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときのほか、法令に定めのある場合に開催する。

(招集)

第36条 理事会は会長が招集し、議長を務める。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した副会長が理事会を招集し、議長を務める。

3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して、日時、場所、その他法令で定める事項を記載した書面により招集の通知を発しななければならない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第9章 委員会

(委員会)

第39条 この法人は、理事会の決議を経て、各種委員会を置くことができる。

2 委員会の名称、構成、任務及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第16条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議

を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(理事)

小林 敏男	山中 操	佐々木敬一	佐藤 三夫	酒葉 健
石井 義男	瀬谷泰一郎	山内 健司	檉村 勝寿	今橋 甚一
兼本奈緒美	日下 智	川野辺道男	徳田 敏夫	池田 源二
清水 健一	渋谷 幹雄	岡本 静江	高橋 和幸	皆川 直司
大場 進一	舘川 好	綿引 千尋	蛭田 勲	伊藤 英雄
沼館 功	古河 万佳	埜 和弥	高住 正和	小澤 正道
照沼 祐治	藤巻 潤一	鈴木 達也	上本 寿康	田中 政昭
織田 克敏	相原 信広	小澤 啓司	市村 亮	小林 隆
小野崎久雅	白土仙三郎	瀬谷 光明	佐々木八男	大部 博
伊師 憲和	吉成 明	瀬成田高光	長山 洋三	坂本 省二
安田 貢				

(監事)

橋本 恵二 瀬谷 吉秀

- 4 この法人の最初の会長は、吉成 明とする。
- 5 この法人の最初の副会長は、佐藤 三夫 瀬成田高光 長山 洋三とする。
- 6 この法人の最初の専務理事は、坂本 省二とする。
- 7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

船田 芳数	大野 義治	木下 俊雄	石井 啓子	川口 修
庄司 明雄	沼田 實	浅田 盛芳	鈴木 孝子	志賀 良平
大坪 征喜	深作 保弘	原 浩	武田 睦男	布一 聡
高橋 秀昭	糸賀 正俊	遠藤 靖	川村 達雄	田山 忍
塚田 明人	佐藤 守	菊池 聡	河又 清美	嶋崎 雅直
梶 修明				

附 則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。